

## 社会福祉法人長興会評議員・役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長興会定款（以後「定款」という。）第8条（評議員の報酬等）並びに第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、報酬の基準及び支給方法について必要な事項を定めるものとする。

### （適用範囲）

第2条 この規程において評議員とは、定款第5条に規定する法人の評議員をいい、役員とは、同第15条に規定する代表権を有する理事長並びに理事及び監事をいう。

### （報酬の基準）

第3条 この規程に定める報酬は次のとおりとする。

- 2 理事長の報酬は年俸とする。ただし、社会福祉法人長興会の人事労務、財務、運営等の法人経営全般にわたり理事長として責任を負う対価として支給するものとする。支給額は、4,800,000円とし、12月で除した額を月額として支給する。
- 3 評議員の報酬は、評議員会及び法人の要請を受け、出席する諸会議等1回につき10,000円を支給する。
- 4 理事長を除く役員の報酬は、理事会及び法人の要請を受け、出席する諸会議等1回につき10,000円を支給する。なお、監事については法人監査並びに行政指導監査立会等についても同様の報酬を支給するものとする。

### （退職手当）

第4条 理事長が、その職を退いた場合の退職手当は支給しないものとする。

### （適用外）

第5条 理事長及び法人職員として役員等に就任しているものは、第3条第4項の適用外とし、出席による報酬を支給しない。

### （その他）

第6条 社会福祉法人長興会評議員選任・解任委員会委員の報酬については、評議員と読み替えて報酬を支給するものとする。

### 付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成20年4月1日より施行した「役員等報酬規程」は廃止する。